

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成29年9月12日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時49分

出席者 委 員 委員長 千葉正弘
坂東一敏 古沢ちい子 関口孫一郎
福富善明 永田武志 梅澤米満
中島克則
議長 海老原恵子
傍聴者 大谷好一 茂呂健市 青木一男
広瀬昌子 小久保かおる 白石幹男
平池紘士 針谷正夫 大阿久岩人
大川秀子 長芳孝 入野登志子
大武真一 岡賢治 小堀良江
高岩義祐 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦
副主幹 岩崎和隆 主任 岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | |
|------------|-------|
| 商工振興課長 | 増山昌章 |
| 観光振興課長 | 癸生川亘 |
| 農業振興課長 | 秋間広行 |
| 農林整備課長 | 横尾英雄 |
| 産業基盤整備課長 | 澁江和弘 |
| 大平産業振興課長 | 大杉栄 |
| 藤岡産業振興課長 | 片柳耕一郎 |
| 都賀産業振興課長 | 毛塚芳彦 |
| 西方産業振興課長 | 石川徳和 |
| 岩舟産業振興課長 | 苗木裕 |
| 教育総務課長 | 天海俊充 |
| 参事兼学校教育課長 | 島田芳行 |
| 学校施設課長 | 坂田知司 |
| 保健給食課長 | 中田勉 |
| 生涯学習課長 | 大橋嘉孝 |
| 公民館課長 | 三柴浩一 |
| スポーツ振興課長 | 横倉延男 |
| 文化課長 | 大塚治男 |
| 文化課主幹 | 青木一忠 |
| 文化課主幹 | 小野寺正明 |
| 農業委員会事務局次長 | 毛塚政宏 |

平成29年第3回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

平成29年9月12日 午前 9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第 1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について

日程第2 認定第 8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（千葉正弘君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（千葉正弘君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（千葉正弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の説明聴取

○委員長（千葉正弘君） 各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等審査につきましては、9月19日に開催する本常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局からの説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構でございます。

まず、歳出からお願いをいたします。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算書所管関係部分の歳出についてご説明をいたします。

2款総務費からご説明いたします。恐れ入りますが、決算書210、211ページをお開きください。

1項15目諸費のうち所管関係部分につきましては、備考欄の下から2事業目、国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、平成26年2月の大雪による災害に伴い実施いたしました被災農業者向け経営体育成支援事業による平成26年度補助金について、当該農家からの事業費における消費税相

当額の返還金であります。

次の国県支出金返還金（都賀産業振興課）につきましては、多面的機能支払交付金における対象面積の減少に伴う返還金であります。

続きまして、266、267ページをお開きください。5款労働費につきましてご説明いたします。1項1目労働諸費、備考欄の上から3事業目、勤労者福祉サービスセンター補助金につきましては、中小企業が単独では実施が困難な福利厚生事業を行うために設立された栃木市勤労者福祉サービスセンターの運営に対する補助金であります。

次の勤労者向け資金融資預託金につきましては、同一事業所に1年以上勤務している市内居住の勤労者の方を対象として、2,000万円を限度に住宅新築資金等のための融資を行う勤労者住宅資金融資の原資として中央労働金庫への預託金であります。

続きまして、2目勤労者福祉施設費につきましてご説明いたします。備考欄の1事業目、勤労青少年ホーム管理運営委託事業費につきましては、栃木及び大平勤労青少年ホームの指定管理者であります環境整備いすゞビルメンテナンス共同企業体に対する管理運営委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、勤労者体育センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者である環境整備いすゞビルメンテナンス共同企業体に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の勤労者総合福祉センター管理運営委託事業費につきましては、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次のページ、268、269ページをお開きください。6款農林水産業費につきましてご説明いたします。1項1目農業委員会費、備考欄の上から2事業目、農業者年金事業費につきましては、農業者年金加入推進員手当が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、農業委員会運営費につきましては、農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬及び農業委員会補助員報酬が主なものであります。

次の農地銀行活動事業費につきましては、農地の流動化を促進するため、農家や農地の情報処理を行うコンピューターソフトウェアのレンタル料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、機構集積支援事業費につきましては、農地台帳整備等のための臨時職員賃金であります。

2目農業総務費につきましてご説明をいたします。備考欄の下から2事業目、栃木県南公設地方卸売市場事務組合負担金につきましては、栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町の3市2町で組織しております県南公設地方卸売市場の事務組合運営費に対する本市分の負担金を支出したものでありまして、負担割合29.09%であります。

次の農業振興課一般経常事務費につきましては、米の生産調整に係る事務費及び現地確認を行っ

た各集落の農政協力員102名に対する報償金が主なものであります。

次のページ、270、271をお開きください。備考欄の1事業目、農業関係資金利子補助金（栃木）につきましては、農業経営者が融資機関から借り入れた農業近代化資金に係る利子補給が主なものであります。

続きまして、3目農業振興費についてご説明いたします。備考欄の上から3事業目、栃木市農業再生協議会負担金につきましては、栃木市農業再生協議会の運営に対する市の負担金であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、本事業を円滑に実施するため推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成したものであり、栃木市農業再生協議会に対する補助金であります。

次の新規就農支援事業費につきましては、農業経営の不安定な就農初期段階において、新規青年就農者を支援した青年就農補助金が主なものであります。

次の稲等病害虫防除事業費補助金につきましては、稲の病害虫防除を広域的に一斉に実施することにより、環境への負担軽減や作業を効率化し、生産性の向上を図った市内14の共同防除組織に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、とちぎアグリフェスタ負担金につきましては、平成28年12月3日に下野農業協同組合との共催で開催いたしました農業祭、とちぎアグリフェスタに対する当実行委員会への負担金であります。

次の首都圏農業確立対策補助事業費につきましては、水田フル活用促進整備事業や産地パワーアップ事業等を活用し、機械導入及び施設整備を図った農家に対する支援補助金が主なものであります。

次の農業用廃ビニール処理補助金につきましては、施設園芸作物用の廃ビニールについて適正な処理と推進を図った各地域の廃ビニール処理対策協議会に対する補助金であります。

次に、1事業飛びまして、農振センター施設管理費につきましては、施設の光熱水費や施設警備委託料が主なものであります。

次の地域農産物活用補助事業費につきましては、市内農産物直売所連絡協議会13店舗に対し、農産物の安全安心をPRするため、事業に係る経費を支援した補助金であります。

次のページ、272、273をお開きください。上から2事業目であります。都市農村交流事業費につきましては、寺尾地区、皆川地区、大柿地区及び西方地区等で実施した都市住民との農村交流事業でありまして、農業体験事業を展開した団体に対する補助金が主なものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、集落が抱える人と農地の問題解決に向け、農地中間管理機構を活用し、農地集積に協力した農家に対する補助金が主なものであります。

次の農地利用集積確保事業費補助金につきましては、農地の貸借により規模拡大を図った認定農業者と、それに協力した農地所有者に対する補助金であります。

次の優良種苗購入事業費補助金につきましては、とちおとめ及びスカイベリーの生産拡大と品質向上のため、病害虫や土壌菌から隔離した優良種苗を生産者が購入するため、経費の一部について支援した補助金であります。

2事業飛びまして、栃木市農業公社運営補助金につきましては、農業者や各種機関との架け橋として強い農業と明るい農村社会の確立に向け、事業の実務を担う市農業公社への運営支援補助金であります。

1事業飛びまして、産業祭開催事業費につきましては、大平産業祭実行委員会への負担金であります。

次の大平西地区農産加工所管理運営費、大平農村婦人の家管理運営費、藤岡農産加工センター管理運営費につきましては、燃料費及び光熱水費など施設の維持管理費が主なものであります。

次の産業祭実行委員会負担金につきましては、農商工連携により開催される、ふじおか産業祭実行委員会への負担金であります。

次のわたらせふれあい農園管理運営費につきましては、農園用地借地料が主なものであります。

次の西方農産物加工所管理運営費につきましては、燃料費、光熱水費など施設の維持管理費が主なものであります。

2事業飛びまして、岩舟町ふるさとセンター管理運営費につきましては、光熱水費及び修繕料など施設の維持管理費が主なものであります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、岩舟農村環境改善センター、いわふねフルーツパークセンター、そして静和ふれあいの郷センターの3施設の指定管理者への管理運営委託料及びいわふねフルーツパークセンターのパン発酵器1台の備品購入費が主なものであります。

続きまして、4目の畜産業費につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、2款1項15目諸費から6款1項4目畜産業費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、274、275ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、土地改良区育成強化事業補助金につきましては、栃木地域の8つの土地改良区が平成26年1月に合併し栃木市土地改良区が設立され、この土地改良区の運営強化に対する補助金であります。

次の農地事務費（栃木）につきましては、川原田町、大宮町、片柳町3丁目地内における草刈り等の業務委託及び柏倉町、小野口町地内等の農道や農業用水の補修用資材購入費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（栃木）につきましては、仲仕上みどりの里ほか12組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に係る交付金が主なものであります。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施した藤岡町部屋地内の西

前原排水機場の更新のための施設工事にかかわる法定負担金であります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、県が実施した美田東部頭首工の改修工事や大岩藤土地改良区内の揚水機場の長寿命化を図るための施設工事に係る法定負担金であります。

次の県単独農業農村整備事業（栃木）につきましては、栃木市土地改良区の梓川地区の水路工事や梓ため池の工事、補修を実施するための測量設計業務委託料と工事費等であります。また、栃木市土地改良区で実施いたしました水路改修工事、大岩藤土地改良区内で実施した農業用施設管理工事及びP C B廃棄物処理に対する補助金が主なものであります。

次の市単独土地改良区事業補助金（栃木）につきましては、栃木市土地改良区の泉川地区、大皆川地区の農地復旧工事や栃木市東部土地改良区の大宮地区、大宮今泉地区、久保田地区の用水路補修、ポンプ改修工事、大岩藤土地改良区地内で実施したP C B廃棄物処理運搬等に対する補助金であります。

1事業飛びまして、市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、皆川城内町地内で行った農業用用水路ゲート修繕工事や小野口町地内で行った農業用用水路改修工事、柏倉町地内で行った農道維持補修工事、片柳町3丁目地内で実施した農業用用水路の死傷木伐採工事の工事費であります。

次の農業基盤整備促進事業（栃木）につきましては、栃木市土地改良区内の吹上地区の農道舗装を実施するための測量設計業務委託料と舗装工事費であります。

さらに、栃木市東部土地改良区が実施した大宮、今泉地区の用水路整備工事延長454メートルに対する補助金であります。

次に、2事業飛びまして、農地耕作条件改善事業につきましては、国府土地改良区が実施した田村地区の揚水機工事に対する補助金であります。

次の農地事務費（大平）につきましては、農道敷き砂利工事が主なものであります。

次の多面的機能事業費（大平）につきましては、大平地域内の10組織が取り組んだ活動に係る法定負担金が主なものであります。

次のページ、276、277をお開きください。1事業飛びまして、農業基盤整備促進事業費（大平）につきましては、大岩藤土地改良区の排水路改修工事及び大美間土地改良区の自動転倒堰改修工事に対する補助金であります。

2事業飛びまして、農地事務費（藤岡）につきましては、農道水路維持管理工事費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（藤岡）につきましては、藤岡地域内の6組織が取り組んだ農地維持活動、農業資源向上活動に対する交付金が主なものであります。

次の西前原湛水防除事業費につきましては、西前原排水機場の運転に要する管理委託料が主なも

のであります。

次の与良川水系湛水防除事業維持管理負担金につきましては、栃木市、小山市、野木町にまたがる地域の湛水被害を防止するための与良川排水機場に係る維持管理費の負担金であります。

1事業飛びまして、排水事業維持管理補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が管理する排水機場4カ所の運転及び維持管理に要する経費に対する補助金であります。

次に、3事業飛びまして、農業基盤整備促進事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が行いました揚水機場2カ所の更新事業及び農業用水路改修事業に対する補助金であります。

1事業飛びまして、多面的機能事業費（都賀）につきましては、富張地区環境保全会ほか4組織が取り組んだ共同活動、向上活動及び営農活動に対する交付金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（都賀）につきましては、都賀町土地改良区で実施した水中ポンプ交換工事及び土どめ工事及び柵板布設工事に対する補助金であります。

次の維持管理適正化事業補助金（都賀）につきましては、都賀土地改良区で実施した揚水機場補修工事及び水管渠補修工事及び浚渫工事に対する補助金であります。

次の県営農業用河川耕作物応急対策事業費負担金（西方）につきましては、栃木県が実施する小倉堰の改修事業に係る法定負担金であります。

次の市単独土地改良事業費補助金（西方）につきましては、小倉堰土地改良区が実施した用水路浚渫工事及び真名子土地改良区が実施した長島堰の修繕工事に対する補助金であります。

次のページ、278、279をごらんください。備考欄1事業目、新市単独農業農村整備事業費（西方）におきましては、市道N-3326号道路改修事業における用地購入費及び物件移転補償金であります。

次の農地事務費（岩舟）につきましては、岩舟町宮地区の農業用水利施設維持管理工事費が主なものであります。

次の多面的機能事業費（岩舟）につきましては、岩舟地域内の7組織が取り組んだ農地維持支払い、資源向上支払いの活動に係る交付金が主なものであります。

4事業飛びまして、6目地籍調査費につきましては、説明を省略いたします。

以上、6款1項5目農地費から6款1項6目地籍調査費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 秋間農業振興課長。

○農業振興課長（秋間広行君） 続きまして、7目道の駅みかも費についてご説明いたします。備考欄の道の駅みかも管理運営費につきましては、施設の維持補修費が主なものであります。

続きまして、8目道の駅にしかた費につきましてご説明いたします。備考欄の道の駅にしかた管理運営費につきましては、農村レストラン券売機の入れ替え業務委託料及び次のページ、281ページの上段に書いてございます不動産賃借料が主なものであります。

280、281ページをごらんください。続きまして、9目農畜産業災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の農畜産業災害復旧支援事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきまして

は、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受けた農業施設や農地のり面等を施設利用者もしくは土地所有者が個別に補修または復旧工事を実施した際の工事費に対する支援補助金でありません。

次の2項1目林業総務費につきましては、ご説明を省略いたします。

続きまして、2目林業振興費につきましてご説明いたします。備考欄の1事業目、治山林道管理費（栃木）につきましては、県が施工いたしました太平山神社裏山山腹崩壊箇所復旧事業に伴う負担金が主なものであります。

2事業飛びまして、出流ふれあいの森施設管理費につきましては、次のページ、282、283ページをお開きください。施設用地約3万4,900平方メートルの不動産賃借料と施設内の給水施設を市上水道に切り替えた給水設備改修工事が主なものであります。なお、給水設備改修工事につきましては、平成27年度からの繰り越し事業でございます。

次の出流ふれあいの森管理運営委託費につきましては、指定管理者でありますみかも森林組合に対する管理運営委託料であります。

次の間伐支援事業費（栃木）につきましては、間伐施業を行うに当たり、みかも森林組合が実施した森林経営計画作成促進や施業集約化の促進の取り組みにかかわる森林整備地域活動支援交付金であります。

3事業飛びまして、治山林道管理費（大平）につきましては、林道西山田線などの維持管理業務委託料、林道西山田線のり面及び路面復旧工事費であります。

3事業飛びまして、明るく安全な里山林整備事業（都賀）につきましては、元気な森づくり県民税を活用し、地域で育み未来につなぐ里山林整備工事をつがの里ふれあいの森に実施し、整備したものであり、また里山林整備を実施した管理団体に対する交付金が主なものであります。

2事業飛びまして、治山林道管理費（西方）につきましては、林道真上男丸柏木線の路肩改修工事費が主なものであります。

以上、6款1項7目みちの駅みかも費から6款2項2目林業振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 横尾農林整備課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 続きまして、7款商工費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、284、285ページをお開きください。1項1目商工総務費、備考欄の上から2事業目、陸砂利採石監視事業費につきましては、市内の採取地等における災害を防止するため巡回する監視員2名の報酬が主なものであります。

続きまして、2目商工業振興費、備考欄の2事業目、中小企業創業資金融資預託金につきましては、市内で新たに事業を起こす方などを対象として500万円を限度に融資を行う中小企業創業資金融資の原資としての預託金であります。

次の中小企業融資保証事業費につきましては、市制度融資について栃木県信用保証協会の信用保

証料の優遇措置を受けるための市の負担金と、中小企業者が市制度融資を利用する際の信用保証料の全額補助であります。

次の286ページ、287ページをお開きください。備考欄1行目、産業振興補助事業費（栃木）につきましては、産業の振興と活性化を図るため、商工会議所等が行う商工業振興に関する事業を支援するための補助金が主なものであります。

次の中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金につきましては、厳しい経済状況のもとで売り上げが特定の割合以上に減少している方を対象として、また取引金融機関の破綻等に伴い、金融取引に支障を来している方を対象として、それぞれ1,000万円を限度に融資を行う中小企業緊急景気対策特別資金融資の原資としての預託金であります。

次の中小企業向け資金融資預託金につきましては、市内で1年以上の同一事業を営んでいる中小企業者に対し、設備資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業設備合理化資金、運転資金として2,000万円を限度に融資を行う中小企業運転資金、設備資金または運転資金として1,250万円を限度に融資を行う小規模企業者資金の原資としての預託金であります。

次のまちづくり資金融資預託金につきましては、歴史的街なみの景観形成に係る修景工事等の事業費を用途とする資金として、また栃木駅周辺土地地区画整理事業施工地区内での修景基準に基づく建物の新改築等を用途とする資金として、それぞれ3,000万円を限度に融資を行うまちづくり資金融資の原資としての預託金であります。

次の小規模事業者経営改善資金融資利子補助金につきましては、市内の商工会議所または商工会のあっせんにより、株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度を利用した小規模事業者に対し、その返済時に支払った利子の一部を補助したものであります。

次の中小企業振興事業費につきましては、中小企業及び小規模企業の持続的な発展を促進するため、アンケート調査を実施するとともに、中小企業、小規模企業の振興に係る条例案を策定するために開催した振興会議の費用であります。

次の創業支援中村友美子基金積立金につきましては、市内在住の篤志家の方から創業を志す若者や女性等を支援する趣旨によりいただきました寄附金を基金として積み立てたものであります。

次の企業立地促進事業費につきましては、市内に立地した事業対象企業16件の固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付したものが主なものであります。

次の買い物代行サービス委託費につきましては、日々買い物に行くことが困難な方への宅配サービスや安否確認等を実施した買い物代行サービス事業の委託料であります。

次の企業立地奨励金（大平）につきましては、旧大平地内にある事業所等を新設した企業1社に対する補助金であります。

次の産業振興補助事業費（大平）につきましては、商工業振興に関する事業を支援するための商工団体等への補助金であります。

次の産業振興補助事業費（藤岡）から産業振興補助事業費（岩舟）につきましても、同様の補助金でございます。

以上、7款1項1目商工総務費から7款1項2目商工業振興費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 続きまして、3目工業開発費につきましてもご説明いたします。

恐れ入りますが、288、289ページをお開きください。備考欄の1行目、千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、千塚町上川原産業団地特別会計への繰出金であります。

次の工業開発事業費につきましては、大平町伯仲地内の大平工業団地排水路の排水樋門の経年劣化によるふぐあいを修繕するための永野川排水樋管ゲート油圧機器整備工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、宇都宮西中核工業団地事務組合負担金につきましては、栃木市と鹿沼市で構成する一部事務組合の栃木市分の負担金であります。

次の栃木インター周辺開発事業費につきましては、実態調査を実施し、基本計画の一部を策定した業務委託料が主なものであります。

次の都賀インター周辺開発事業費につきましては、新たな開発区域を検討するための地元協議資料作成業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、大平みずほ企業団地公園等土地及び施設購入費につきましては、平成11年に造成されたみずほ企業団地内の公衆用道路、公園用地8,082平米の購入費に対する償還金であります。

続きまして、4目観光費につきましてもご説明いたします。備考欄の上から2行目、鯉飼育管理事業費につきましては、巴波川及び県庁堀等での鯉飼育に伴う経費であり、鯉飼育管理委託料が主なものであります。

次の山車会館管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者である栃木市観光協会への管理運営委託料であります。

次の蔵の街観光館管理運営委託事業費につきましては、栃木市観光協会への管理運営委託料が主なものであります。

次の観光資源開発活動補助金（栃木）につきましては、栃木市観光協会に対する補助金が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、倭町小江戸ひろば管理運営費につきましては、栃木市観光協会に対する観光案内おもてなし委託料が主なものであります。

次のキュービクルカバー製作設置委託費につきましては、平柳町地内、昭和町市内のキュービクルカバー製作設置業務委託料であります。

次のページ、290、291ページをお開きください。備考欄の上から2行目、観光行事補助金（栃木）につきましては、蔵の街サマーフェスタ補助金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、栃木市ブランド推進協議会交付金につきましては、市内の地域資源及び地域の特性を生かした特産品、農産物を地域ブランドとして認定し、情報発信を行う協議会への交付金であります。

次の観光情報物産館管理運営費につきましては、観光情報物産館に係る経費であり、運営事業者であります株式会社ファーマーズ・フォレストへの施設運営委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、横山郷土館管理運営費につきましては、国有形登録文化財である横山郷土館での観光案内業務を行う臨時職員の賃金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、倭町小江戸ひろばイベント広場舗装改修事業費につきましては、蔵の街第1駐車場に隣接する小江戸ひろばイベント広場を臨時的にバス駐車スペースとして活用するため、舗装改修するための工事費であります。

次に、2事業飛びまして、観光資源開発活動補助金（大平）につきましては、大平町観光協会への補助金であります。

次のプラッツおおひら管理運営委託事業費につきましては、当該施設の指定管理者であります株式会社プラッツおおひらへの管理運営委託料が主なものであります。

次の観光施設管理事業費（大平）につきましては、大中寺憩いの森、清水寺の森等の観光施設の緑地管理及びトイレ清掃などの管理委託料が主なものであります。

次のかかしの里管理事業費につきましては、観光拠点施設であるかかしの里の施設管理委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、観光行事負担金（大平）につきましては、なつこい実行委員会への負担金及び光と音のページェント実行委員会への負担金が主なものであります。

次のページ、292、293ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、観光行事負担金（藤岡）につきましては、藤岡渡良瀬運動公園をメイン会場に開催される熱気球競技の全国大会に係る渡良瀬バルーンレース実行委員会への負担金であります。

次に、3事業飛びまして、観光行事負担金（都賀）につきましては、まるまるまるごとつがまつり実行委員会負担金及びつがの里花まつり負担金であります。

次に、3事業飛びまして、観光行事負担金（西方）につきましては、西方ふるさとまつり実行委員会への負担金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光施設管理事業費（岩舟）につきましては、首都圏自然歩道等の観光施設管理委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、観光行事補助金（岩舟）につきましては、サマーフェスタ in いわふ

ねを主催するいわふね夏まつり実行委員会への補助金であります。

続きまして、5目商工施設災害復旧費についてご説明いたします。備考欄の中小企業災害復旧支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、市内中小企業者において豪雨災害に被災した事業用設備の修理、買いかえ等に要する費用の一部を補助した中小企業再建支援補助金及び復旧のための融資に要した利子の一部を補助した中小企業災害復旧資金融資利子補助金であります。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費の所管関係部分につきましては、主要事業で報告済みのため省略いたします。

以上7款1項3目工業開発費から8款2項3目道路新設改良費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時42分）

○委員長（千葉正弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

○委員長（千葉正弘君） 10款から説明をお願いいたします。

座ったままで結構でございます。

天海教育総務課長。

○教育総務課長（天海俊充君） それでは、よろしく願いいたします。10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、330、331ページをお開きください。1項1目教育委員会費、備考欄の教育委員会運営費につきましては、教育委員6名分の教育委員報酬が主なものであります。

続きまして、2目事務局費につきましてご説明いたします。備考欄の教育総務課一般経常事務費につきましては、教育総務課の一般経常に要する費用で、需用費及び各種協議会への負担金が主なものであります。

続きまして、3目教育振興費につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄、上から7事業目、奨学基金繰出金につきましては、就学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学することが困難な方に奨学金の貸し付けを行う奨学基金への繰出金であります。

次の入学資金融資預託利子補給補助事業費につきましては、入学資金融資あっせんに係る足利銀行栃木支店への入学資金融資預託金と平成23年度から平成26年度に融資を受けた6名の保護者への入学資金貸付金利子に対する補助金であります。

次の小規模特認校実施事業費につきましては、小規模特認校児童の学習指導に使用するタブレット端末のレンタル料が主なものであります。

次の私学振興費補助金につきましては、本市に在園する國學院大学栃木學園に対する私学振興費

補助金であります。

次に、2事業飛びまして、教師用教科書、指導書等購入事業費につきましては、平成28年度中学校使用教科書の全面改訂等により、授業に必要となる教師用教科書及び指導書等の購入費及び小学校3、4年生の社会科で使用する副読本作成の委託料が主なものであります。

次の学校支援員派遣事業費につきましては、市内の小中学校において学校生活に特別な支援を要する児童生徒に対して支援を行う特別支援教育支援員59名及び少人数指導やチームティーチングなどにより、学力の向上を図る学力向上支援員3名の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、臨海自然教室バス賃借費につきましては、小学校5年生を対象として海の自然や産業等を体験する臨海自然教室実施の際の児童等送迎用バス借上料が主なものであります。

次の学校教育支援専門員配置事業費につきましては、学力向上やいじめ等の学校経営に関する相談への的確な支援や学校支援員への指導、適応指導教室の適応指導員への指導、助言を行うために配置した非常勤職員2名分の報酬が主なものであります。

次の特色ある学校づくり奨励補助金につきましては、市内各小中学校における児童生徒の特色ある教育活動を支援するために交付した夢のある学校づくり補助金であります。

次のページをお開きください。備考欄中の適応指導教室運営事業費につきましては、不登校児童生徒の学校への復帰を目的に、通級している児童生徒への指導及びその保護者への相談などを行うため、学校教育指導員14名分の報酬が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、教育研究所運営費につきましては、現在抱えている教育課題解決のための調査研究を行うとともに、各種研修会や教育研究発表会の開催により、教職員の指導力向上や啓発を図るというものであり、教育研究所所長報酬が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、個別指導通級教室指導員配置事業費につきましては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、一人一人の実態に応じた個別の指導を行うため、個別指導通級教室に配置した通級教室指導員4名分の報酬が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、義務教育施設整備基金積立金につきましては、義務教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金から生じる利子及びふるさと応援寄附金等を積み立てたものであります。

次の子供たちの安全安心を守る緊急メール配信事業費につきましては、学校及び教育委員会から保護者に対して必要な情報を迅速かつ正確に発信し、非常災害時はもちろん、平常時においても保護者への各種お知らせや連絡手段として活用するためのシステム利用料であります。

次の校務情報管理システム整備事業費につきましては、児童生徒に関する名簿や成績などの情報を一元管理するシステムや教職員間の情報共有を管理するシステムの維持管理に要する費用であり、サーバー管理委託料やOA機器借上料が主なものであります。

以上、10款1項1目教育委員会費から10款1項3目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、336、337ページをお開きください。備考欄の上から3事業目、小学校教育環境整備事業費につきましては、小学校における算数・理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の小学校運営費につきましては、市内小学校30校に共通する経費で、学校図書事務職員29名、学校技能員9名及びスクールバス運転手3名、合計41名分の嘱託、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金が主なものであります。

次の小学校コンピューター管理費につきましては、市内小学校30校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

次の栃木第三小学校運営費から、次ページ、338、339ページになりますが、下から5事業目、寺尾小学校運営費までの30事業につきましては、各小学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費としての授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木の手入れ等の委託料、庁用器具及び図書の備品購入等であります。

次の赤津小学校スクールバス購入事業費につきましては、導入後20年を経過し、老朽化したスクールバス更新に伴うバス購入費が主なものであります。

次の小学校保健事務費につきましては、小学校30校における内科、歯科、耳鼻科、眼科医延べ135人の学校医報酬と、児童の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の小学校健康診断事業費につきましては、新年度就学予定者に対する健康診断時の医師89人への報酬と、児童を対象とした心臓・腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の小学校就学援助事業費につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる要保護及び準要保護児童の保護者への学用品費や給食費、修学旅行費、医療費等の援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者への就学奨励費が主なものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。次のページ、340、341ページをお開きください。備考欄の小学校施設整備事業費につきましては、市内小学校の遊具点検業務などの委託料及び西方小学校校庭整備工事、吹上小学校消防設備改修工事、タイル等剥離修繕工事などの施設整備工事費が主なものであります。

次の大平南小学校校舎整備事業費につきましては、東校舎改修工事、校庭整備工事などの工事費

が主なものであります。

続きまして、3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。備考欄の下から4事業目、中学校教育環境整備事業費につきましては、中学校における数学・理科教育の振興を図るために整備する学校用器具購入費が主なものであります。

次の中学校運営費につきましては、市内中学校14校に共通する経費で、学校図書事務職員13名、学校技能員5名及びスクールバス運転手1名、合計19名分の嘱託、臨時職員の報酬及び賃金、校舎警備、電気設備、浄化槽など学校施設管理委託料、学校行事等交付金並びに全国・関東大会出場経費交付金が主なものであります。

次の中学校コンピューター管理費につきましては、市内中学校14校の教育用コンピューター等のOA機器借上料が主なものであります。

中ほどの栃木東中学校運営費から、次のページ、342、343ページの13事業目、岩舟中学校運営費までの14事業につきましては、各中学校の運営に要する管理費でありまして、主な内容といたしましては、需用費として授業用消耗品等の購入費、LPガス、暖房用灯油等の燃料費、学校備品の修繕料、樹木手入れ等の委託料、器具や図書などの備品購入等であります。

次の中学校保健事務費につきましては、中学校14校における内科、歯科、耳鼻科、眼科医延べ65人の学校医報酬と、生徒の学校における事故等に対する保険の掛金であります日本スポーツ振興センター負担金が主なものであります。

次の中学校健康診断事業費につきましては、健康診断委託料として生徒を対象にした心臓・腎臓検診並びに教職員の定期健康診断などの各種委託料が主なものであります。

続きまして、2目教育振興費につきましてご説明いたします。備考欄の中学校就学援助事業費につきましては、先ほど339ページで説明いたしました小学校就学援助事業費と同様の内容でございます。要保護及び準要保護生徒への援助費及び特別支援学級に在籍する生徒の保護者への就学奨励費であります。

以上、10款2項1目学校管理費から10款3項2目教育振興費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 坂田学校施設課長。

○学校施設課長（坂田知司君） 続きまして、3目学校建設費についてご説明いたします。

備考欄1事業目の中学校施設整備事業費につきましては、吹上中学校受水槽改修工事、各中学校消防設備改修工事、タイル等剥離修繕工事などの施設整備工事費が主なものであります。

恐れ入りますが、344、345ページをお開きください。備考欄1事業目の中学校武道場整備事業費につきましては、完成に伴い、平成28年4月に行いました栃木南中学校武道場の竣工式に要した費用であります。

次に、1事業飛びまして、中学校普通教室等エアコン設置事業費につきましては、寺尾中学校保健室のエアコン設置工事が主なものであります。

続きまして、4項1目社会教育総務費についてご説明いたします。備考欄の上から5事業目、青少年健全育成補助事業費につきましては、青少年問題協議会補助金が主なものであります。

次の青少年育成センター運営費（栃木）につきましては、少年補導員44名分の報酬と青少年相談員2名分の報酬が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、栃木市民大学事業費につきましては、市民に多様な学習機会を提供し、学習を通じた仲間づくりの場を提供することを目的とした事業でありまして、講師9名分の謝金が主なものであります。

次の社会教育指導員設置費（栃木）につきましては、とちぎ未来アシストネット事業の推進を担当する社会教育指導員2名分及び家庭教育学級開設事業を担当する社会教育指導員2名分の報酬であります。

次の成人式開催事業費（栃木）につきましては、市全体の成人式参加者記念品代が主なものであります。

次の大平少年自然の家敷地賃借費につきましては、県立大平少年自然の家の一部敷地の不動産賃借料であります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目のコミュニティ施設管理費につきましては、地域コミュニティ意識の醸成を図るための活動拠点となる栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター及び藤岡城山コミュニティセンターの施設管理と南部地区コミュニティ運動広場の維持管理を行うものであり、施設の管理業務等委託料及び栃木第四地区コミュニティセンターの改修工事費並びに南部地区コミュニティ運動広場進入路用地購入費が主なものであります。

次のコミュニティ推進協議会補助金につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区の各コミュニティ推進協議会への育成補助金であります。

次の視聴覚ライブラリー事業費につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において視聴覚教材として貸し出しをいたしますDVD10本の購入費及び同協議会への負担金であります。

次の科学する心を育む推進事業費につきましては、理科好きな子供たちを育てることを目的とした小学生対象の科学教室でありますサイエンススクールと、親子で楽しみながら科学の原理を学ぶサイエンスショーを中心としたスペシャルサイエンススクールの講師等への謝金及び実行委員会負担金が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、人権教育推進事業費につきましては、人権教育指導者等の人権課題についての理解と意識高揚を図ることを目的として、市内小中学校で開催した研修会の講師謝金であります。

次のとちぎ未来アシストネット事業費（本部）につきましては、学校、家庭、地域の連携を図りながら地域の教育力を高め、未来を担う子供たちの生きる力を育む事業でありまして、ボランティア活動保険料が主なものであります。

次の旧栃木中央小集会室解体事業費につきましては、旧栃木中央小学校を（仮称）地域交流センターとして利活用するために解体が必要となった旧栃木中央小学校集会室の解体工事設計業務委託料であります。

次に、備考欄下から2事業目の社会教育指導員設置費（大平）、一番下の社会教育指導員設置費（藤岡）につきましては、大平公民館、藤岡公民館に設置しております社会教育指導員2名分の報酬であります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の社会教育指導員設置費（都賀）から3事業目の社会教育指導員設置費（岩舟）につきましては、都賀公民館、西方公民館、岩舟公民館に配置しております社会教育指導員3名分の報酬であります。

次に、備考欄一番下のにしかた子ども夏まつり負担金につきましては、西方地域の青少年育成推進組織であるにしかた子どもネットワークを主体とした実行委員会において実施する子ども夏まつりの事業負担金であります。

続きまして、2目公民館費につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄3事業目の栃木公民館管理運営費につきましては、社会教育指導員1名分の報酬及び施設管理業務12件分の委託料、祝町自治会公民館及び小平町自治会公民館建築費等補助金が主なものであります。

次の大平公民館管理運営費につきましては、施設管理業務の10件分の委託料が主なものであります。

次の岩舟公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金及び施設管理業務6件分の委託料が主なものであります。

次の社会教育学級講座等開設事業費（大平）につきましては、子ども会リーダー研修事業及び冒険遊び場イベント委託料が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、大宮公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務11件分の委託料及び大宮公民館敷地の賃借料並びに平川自治公民館建築費等補助金が主なものであります。

次の皆川公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の吹上公民館管理運営費につきましては、施設管理業務9件分の委託料及び吹上公民館の一部敷地の賃借料が主なものであります。

次の寺尾公民館管理運営費につきましては、臨時業務員1名分の賃金、施設管理業務10件分の委託料が主なものであります。

次の国府公民館管理運営費につきましては、施設管理業務8件分の委託料及び癸生自治公民館建築費等補助金が主なものであります。

次の藤岡公民館管理運営費につきましては、施設管理業務10件分の委託料及び文化会館駐車場敷地賃借料、旧本庁舎空調機移設工事費、高間自治公民館建築費等補助金が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の西方公民館管理運営費につきましては、施設管理業務5件分の委託料が主なものであります。

次の都賀公民館管理運営費につきましては、施設管理業務9件分の委託料が主なものであります。

次に、6事業飛びまして、大平南地区公民館機械工作物等改修事業費につきましては、主要地方道岩舟小山線歩道整備における道路用地の拡張に伴い、公民館駐車場用地の一部が県に買収されることで用地上の物件等に係る撤去移設工事費であります。

次の静和地区公民館管理運営費につきましては、施設管理業務7件分の委託料が主なものであります。

続きまして、3目図書館費につきましてご説明いたします。備考欄1事業目の図書館管理運営委託事業費につきましては、図書館6館の指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の図書館システム管理費につきましては、図書館6館の資料管理等に使用する図書館総合システムのOA機器借上料が主なものであります。

次の図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附を図書館資料の充実を目的とした図書館振興基金に積み立てるものであります。

次に、1事業飛びまして、図書館個人文庫資料購入費につきましては、平成26年度に市民の方から青少年向けの図書資料の充実を目的に100万円の寄附をいただき、その資料を5年間にわたり計画的に受け入れるため購入した図書購入費であります。

以上、10款3項3目学校建設費から10款4項3目図書館費までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 中田保健給食課長。

○保健給食課長（中田 勉君） 続きまして、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、354、355ページをお開きください。備考欄の上から5事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金と基金利子を積み立てたものであります。

次に、2事業飛びまして、文化補助金につきましては、山本有三ふるさと記念館運営補助金及び栃木市文化活動協議会補助金が主なものであります。

次の文化振興推進事業費につきましては、とちぎ文化講座講師謝金及び栃木市文化マイスターの集い開催業務委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費につきましては、各種展覧会及び附随する講演会やワークショップ等の費用でありまして、企画展会場設営等委託料が主なものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館作品収集事業費につきましては、鈴木賢二の版画1点、清水登之の油彩画1点及び素描1点、橋本邦助の油彩画1点、田中稲村の彫刻2点の美術作品購入費であります。

次のとちぎ蔵の街美術館運営費につきましては、美術館管理委託料及び美術館土地建物の不動産

賃借料が主なものであります。

次の文化財施設共通管理費につきましては、文化財施設の除草等管理委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、下野国庁跡管理運営費につきましては、下野国庁跡資料館の臨時職員賃金及び建物警備と樹木維持管理等の委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の郷土参考館管理運営費につきましては、火災報知設備等保守点検及び管理業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、地層たんけん館管理運営費につきましては、建物の警備と清掃業務の委託料が主なものであります。

次の藤岡歴史民俗資料館管理運営費につきましては、1名分の臨時職員賃金及び警備保障と清掃業務の委託料が主なものであります。

次の栃木市資料調査研究事業費につきましては、栃木の在村記録「幕末維新期の胎動と展開」第4巻原稿作成の委託料であります。

次のおおひら歴史民俗資料館管理委託事業費につきましては、おおひら歴史民俗資料館の管理運営委託料が主なものであります。

次の歌麿の愛したまちとちぎ事業費につきましては、まちなか美術館として開館しましたとちぎ歌麿館の管理運営委託料が主なものであります。

次の文化財保存修理事業費につきましては、市指定有形文化財修理費補助金及び県指定有形文化財修理費補助金が主なものであります。

次の文化財補助金につきましては、文化財所有者及び保存団体の保存伝承に係る補助金及びコミュニティ助成事業助成金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、小野寺北小学校旧校舎保存解体事業費につきましては、旧校舎の一部部材を保存した上で解体するための調査等の委託料であります。

続きまして、5目文化会館費につきましてご説明いたします。備考欄1事業目の文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の文化会館施設整備事業費につきましては、栃木文化会館小ホール系統空調機更新工事費が主なものであります。

次の岩舟文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

以上、10款4項4目文化財保護費から10款4項5目文化会館費までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） 続きまして、5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、358、359ページをお開きください。備考欄の上から2事業目、スポーツ振興課一般経常事務費につきましては、スポーツ推進委員54名の委員報酬が主なものであります。

次に、5事業飛びまして、スポーツ団体補助金につきましては、栃木市体育協会補助金及び全国アマチュアスポーツリーグ参加団体活動補助金であります。

次のスポーツ大会開催委託事業費（栃木）につきましては、スポーツ大会等業務委託料が主なものであります。

次の少年スポーツ振興事業費（栃木）につきましては、少年スキー教室の会場等借上料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、スポーツ振興基金積立金につきましては、同基金への寄附金273件を積み立てたものであります。

次の生涯スポーツ振興事業費（大平）につきましては、剣道、柔道等のスポーツ教室7教室の指導者への謝礼及びバスケットボール教室など3教室開催のための生涯スポーツ推進業務委託料が主なものであります。

次に、3事業飛びまして、生涯スポーツ振興事業費（岩舟）につきましては、岩舟健康マラソン大会及び岩舟駅伝競走大会への業務委託料であります。

続きまして、2目体育施設費につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄の上から2事業目、体育施設共通管理費（栃木）につきましては、学校開放夜間照明設備並びに屋内運動場施設修繕費が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（大平）につきましては、施設の受け付け業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、体育施設共通管理費（都賀）につきましては、1名分の臨時職員賃金及び都賀地域3小学校と市民運動場の夜間照明電気料等の光熱水費が主なものであります。

次の体育施設共通管理費（西方）につきましては、グラウンド維持管理や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、次の大宮運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、大塚運動広場管理費につきましては、不動産賃借料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、栃木市屋内運動場管理費につきましては、施設の管理委託料が主なものであります。

次の藤岡総合体育館管理費につきましては、平日の貸し出し受け付け業務等を行う臨時職員1名分の賃金及び施設点検等のための各種業務委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、都賀スポーツ公園管理費につきましては、グラウンド芝維持管理等の

委託料が主なものであります。

次のコミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、3カ所のコミュニティセンターの光熱水費及び浄化槽清掃等の施設管理業務委託料が主なものであります。

次の都賀体育センター管理費につきましては、光熱水費が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄の1事業目、体育館管理費（大平）につきましては、大平南体育館の光熱水費及び大平体育館、大平南体育館の清掃業務、管理運営委託料が主なものであります。

次に、2事業飛びまして、地域の広場管理費につきましては、7カ所ある地域の広場の管理委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

次に、3事業飛びまして、西方総合文化体育館管理費につきましては、施設の管理業務や設備の保守点検業務の委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、岩舟総合運動場管理費につきましては、総合運動場管理委託料及び不動産賃借料が主なものであります。

続きまして、3目学校給食費につきましてご説明いたします。備考欄の上から2事業目、学校給食事業費につきましては、学校給食の運営にかかわる臨時調理員等10名分の賃金、燃料費、維持補修費及び賄い材料費が主なものであります。

次の学校給食調理業務民間委託費につきましては、15調理場の調理業務及び13調理場の配送業務の民間委託費であります。

次の学校給食食物アレルギー対応事業費につきましては、食物アレルギーアドバイザー報酬2名分及び食物アレルギー対応学校生活管理指導票作成手数料269件分が主なものであります。

次の栃木の地産地消給食推進事業費につきましては、賄い材料費及び食育だより印刷製本費が主なものであります。

以上、10款5項1目保健体育総務費から10款5項3目学校給食費までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 三柴公民館課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 続きまして、11款災害復旧費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、364、365ページをお開きください。1項1目農業施設災害復旧費、備考欄の1事業目、農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、都賀町土地改良区における農業施設災害54カ所の復旧工事費に対しての市単独土地改良事業費補助金が主なものであります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（西方）につきましては、施設災害復旧工事請負費及び小倉堰土地改良区に対する国庫補助事業市負担分補助金であります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（岩舟）につきましては、平成27年度の繰越明許費事業であります。岩舟町三谷地内のため池の災害復旧工事請負費及び大岩藤土地改良区

における農業施設災害復旧工事に係る市単独土地改良事業補助金であります。

続きまして、2目林業施設災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の林業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（岩舟）につきましては、平成27年度の繰越明許費事業であります。林道山中広戸線の災害復旧工事請負費であります。

続きまして、3目農地災害復旧費につきましてご説明いたします。備考欄の1事業目、農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害のあった大光寺町地内の農地の国庫補助による農地復旧工事の繰り越し分であります。

次の農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、都賀町土地改良区における農地災害17カ所の復旧工事費に対しての市単独土地改良事業補助金が主なものであります。

続きまして、368、369ページをお開きください。3項1目小学校災害復旧費についてご説明いたします。備考欄の小学校施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被害を受けた栃木第三小学校、部屋小学校の復旧工事費が主なものであります。

11款1項1目農業施設災害復旧費から11款3項1目小学校災害復旧費までの説明をいたしました。

以上で歳出に関する所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

○委員長（千葉正弘君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時50分）

○委員長（千葉正弘君） 歳入の説明をお願いいたします。

座ったままで結構でございます。

大杉大平産業振興課長。

○大平産業振興課長（大杉 栄君） 続きまして、所管関係部分の歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の80、81ページをお開きください。12款分担金及び負担金についてご説明いたします。1項3目1節農業費負担金、備考欄の土地改良施設維持管理適正化事業費負担金につきましては、沼和田町地内で実施した土地改良施設維持管理適正化事業の地元負担30%分の負担金であります。

続きまして、5目1節小学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、児童に対する災害共済の負担金であり、1人当たり945円のうち460円が保護者の負担分でありまして、小学生7,526人分であります。

続きまして、2節中学校費負担金、備考欄の日本スポーツ振興センター負担金につきましては、小学校費負担金と同じ内容でありまして、中学生4,078人分であります。

続きまして、3節社会教育費負担金、備考欄の視聴覚ライブラリー教材購入費関係市町負担金につきましては、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会において貸し出しをいたします視聴覚教材の購入経費に対する小山市、下野市、壬生町及び野木町からの負担金であります。

続きまして、86、87ページをお開きください。13款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項4目1節労働使用料、備考欄の市民会館敷地使用料につきましては、電柱など14本の敷地使用料であります。

次の勤労者総合福祉センター行政財産使用料につきましては、冷蔵庫1台の敷地使用料及び電柱1本の敷地使用料であります。

次の大平勤労青少年ホーム敷地使用料につきましては、電柱6本の敷地使用料であります。

続きまして、5目1節農業使用料、備考欄の農業施設敷地使用料（栃木）につきましては、電柱2本の敷地使用料であります。

次の農村振興総合センター使用料につきましては、栃木市農村振興総合センターの調理室、ホールなどの施設使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（大平）につきましては、西地区農産加工所及び農村婦人の家の施設使用料であります。

次の農村婦人の家敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の藤岡農産加工センター使用料につきましては、みそ等製造室及び菓子製造室の施設使用料であります。

次のページをお開きください。備考欄の藤岡農産加工センター敷地使用料につきましては、電柱1本の敷地使用料であります。

次の道の駅みかも敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ埋設管の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（西方）につきましては、西方農産物加工所、真名子農産物加工所及び西方農村婦人の家の施設使用料であります。

次の農業施設敷地使用料（岩舟）につきましては、下野農業共同組合の岩舟農産物集出荷貯蔵施設や岩舟種子センターなどの敷地使用料及び農業施設などにあります電柱28本の敷地使用料であります。

次の農産加工施設等使用料（岩舟）につきましては、岩舟ふるさとセンター施設使用料であります。

続きまして、2節林業使用料、備考欄の林業施設敷地使用料につきましては、星野集会所敷地内の電柱2本の敷地使用料であります。

続きまして、6目1節商工使用料、備考欄の工業団地敷地使用料につきましては、大光寺工業団地内の電柱4本の敷地使用料であります。

次の観光施設敷地使用料につきましては、山車会館、蔵の街観光館などの敷地に設置されている電柱6本などの敷地使用料であります。

次の駐車場敷地使用料につきましては、室町駐車場、旭町駐車場の敷地使用料であります。

次の蔵の街観光館使用料につきましては、観光館テナント使用料であります。

次の倭町小江戸ひろば使用料につきましては、北蔵テナント使用料などあります。

次の横山郷土館使用料につきましては、横山郷土館入館料であります。

次のかかしの里使用料につきましては、野球場、バーベキュー施設などの使用料であります。

次のかかしの里行政財産使用料につきましては、体験農園及び電柱などの敷地使用料であります。

次のプラッツおおひら敷地使用料につきましては、電柱2本及び郵便ポストの敷地使用料であります。

次の駐車場敷地等使用料につきましては、都賀インター周辺開発の企業誘導用地として先行取得した土地に係る行政財産使用料2件分であります。

以上、12款1項3目農林水産業費負担金から13款1項6目商工使用料までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 片柳藤岡産業振興課長。

○藤岡産業振興課長（片柳耕一郎君） 続きまして、9目教育使用料についてご説明いたします。

恐れ入りますが、90、91ページをお開きください。1節教育総務使用料、備考欄の教育施設敷地使用料につきましては、藤岡公民館北にある元教員住宅敷地内の電柱2本の敷地使用料であります。

続きまして、2節小学校使用料、備考欄の小学校敷地使用料につきましては、小学校校内にある東電やN T Tなどの電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料から93ページ備考欄の静和小学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの7事業につきましては、各小学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、3節中学校使用料、備考欄の中学校敷地使用料につきましても、中学校校内にある東電やN T Tなどの電柱の敷地使用料が主なものであります。

次の栃木西中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料から寺尾中学校太陽光発電施設屋根貸し出し使用料までの8事業につきましては、各中学校施設の屋根を太陽光発電施設のために貸し出した際の使用料であります。

続きまして、4節学校開放使用料、備考欄の特別教室使用料（栃木）につきましては、学校施設を開放しております栃木中央小学校及び栃木南中学校の特別教室の使用料であります。

次の学校体育館使用料（栃木）から4行目、学校体育館使用料（藤岡）まで、1行飛びまして、学校体育館使用料（都賀）から95ページ、備考欄の学校体育館使用料（岩舟）までにつきましては、各地域の小中学校体育館の使用料であります。

93ページにお戻りください。下から2行目の屋外運動場夜間照明使用料につきましては、藤岡地域の小中学校3校の夜間照明使用料であります。

次のページをお開きください。5節社会教育使用料、備考欄の3行目、栃木図書館敷地使用料、次の社会教育施設敷地使用料につきましては、電柱などの設置のための敷地使用料であります。

次のコミュニティセンター使用料につきましては、栃木第三、第四、第五、第六地区コミュニティセンター使用料であります。

次の栃木図書館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料、次の大平図書館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電施設を設置している栃木メガソーラー株式会社からの屋根貸し出し使用料であります。

次の栃木公民館使用料、1行飛びまして大宮公民館使用料、次の皆川公民館使用料、1行飛びまして吹上公民館使用料、次の寺尾公民館使用料、次の国府公民館使用料、3行飛びまして大平公民館使用料、3行飛びまして藤岡公民館使用料、次の藤岡地区公民館使用料、次のみかも地区公民館使用料、次の部屋地区公民館使用料、97ページ、備考欄の赤間地区公民館使用料、次の都賀公民館使用料、2行飛びまして西方公民館使用料、次の岩舟公民館使用料につきましては、各公民館の施設使用料であります。

95ページにお戻りください。上から12行目の栃木公民館敷地使用料、2行飛びまして皆川公民館敷地使用料、3行飛びまして大宮公民館敷地使用料、4行飛びまして藤岡公民館敷地使用料、97ページ3行目の都賀公民館敷地使用料につきましては、電柱などの設置のための敷地使用料であります。

95ページにお戻りください。下から10行目の国府公民館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電施設を設置している栃木メガソーラー株式会社からの屋根貸し出し使用料であります。

次に、1行飛びまして、行政財産使用料（大平）につきましては、電柱等の設置のための占用料であります。

次に、1行飛びまして、行政財産使用料（藤岡）につきましては、藤岡公民館建屋を使用している社会福祉協議会からの施設使用料であります。

97ページ、4行目、行政財産使用料（西方）につきましては、栃木ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

2行飛びまして、栃木文化会館使用料につきましては、栃木文化会館内で営業しております食堂の会館使用料であります。

次の大平歴史民俗資料館敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館使用料につきましては、とちぎ蔵の街美術館への入館料であります。

次のとちぎ蔵の街美術館敷地使用料につきましては、東京電力の電柱の敷地使用料であります。

次の文化会館敷地使用料につきましては、東京電力の電柱の敷地使用料及びケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次の都賀文化会館敷地使用料につきましては、東日本電信電話の電柱の敷地使用料であります。

次の岩舟文化会館敷地使用料につきましては、東日本電信電話の電柱の敷地使用料であります。

続きまして、6節保健体育使用料、備考欄の栃木中央小学校給食共同調理場太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、栃木中央小学校給食共同調理場に設置いたしました太陽光発電施設のための屋根貸し出し使用料であります。

次の藤岡学校給食センター敷地使用料につきましては、ケーブルテレビ電柱の敷地使用料であります。

次の屋外運動場夜間照明使用料（栃木）につきましては、栃木地域11校に設置してあります夜間照明施設の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木ウーヴァフットボールクラブ事務所の敷地使用料と電柱設置のための敷地使用料であります。

次の屋内運動場使用料につきましては、屋内運動場の施設使用料であります。

次の体育館使用料（大平）につきましては、大平体育館及び大平南体育館の使用料であります。

次の大平運動公園使用料につきましては、テニスコート、さくら球場、多目的運動広場などの使用料であります。

次の大平武道館使用料につきましては、大平武道館の使用料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園使用料につきましては、公園内施設の使用料であります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター使用料につきましては、施設内シャワーの使用料であります。

次の藤岡総合体育館使用料、次の藤岡弓道場使用料につきましては、各社会体育施設の使用料であります。

次のページをお開きください。備考欄の藤岡総合体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次のつがスポーツ公園使用料につきましては、テニスコート、多目的運動場、弓道場の使用料であります。

次の体育施設使用料（都賀）につきましては、都賀体育センターや3つのコミュニティセンター体育館の使用料であります。

次の体育施設敷地使用料（都賀）、次の体育施設敷地使用料（西方）につきましては、敷地内に

あります電柱の敷地使用料であります。

次の体育施設使用料（西方）につきましては、西方総合公園運動場及び西方地域4カ所のグラウンドの使用料であります。

次の西方総合文化体育館使用料につきましては、体育館施設の使用料であります。

次の西方総合文化体育館敷地使用料につきましては、敷地内にあります電柱の敷地使用料であります。

次の西方総合文化体育館太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電のため貸し出した体育館の屋根の使用料であります。

次の屋外運動場夜間照明使用料（岩舟）につきましては、岩舟総合運動場の夜間照明使用料であります。

次の岩舟総合運動場使用料につきましては、岩舟体育館、野球場、ソフトボール場及びテニスコートの使用料であります。

以上で13款1項9目教育使用料の説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 毛塚都賀産業振興課長。

○都賀産業振興課長（毛塚芳彦君） 続きまして、2項4目農林水産業手数料につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、104ページ、105ページをお開きください。4目1節農業手数料、備考欄の農用地証明等手数料につきましては、農用地区域内の農地、農振青地、及び農用地区域外の農地、農振白地の証明に関する手数料であります。

次の耕作証明等手数料につきましては、農業委員会関係各種証明手数料であります。

続きまして、5目1節商工手数料、備考欄の煙火消費申請手数料につきましては、イベント等での花火の打ち上げ許可8件の許可申請手数料であります。

14款国庫支出金についてご説明いたします。続きまして、110ページ、111ページをお開きください。1項3目2節公立学校施設災害復旧費負担金、備考欄の公立学校施設災害復旧費国庫負担金につきましては、栃木第三小学校及び部屋小学校の災害復旧工事に係る国庫負担金であります。

続きまして、116ページ、117ページをお開きください。2項6目2節小学校費補助金、備考欄の要保護児童援助費補助金につきましては、要保護児童の修学旅行費などの扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援学級に在籍する児童の給食費、修学旅行費、郊外活動の扶助費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の理科教育等施設整備費補助金につきましては、小学校における算数・理科教育関係備品等の購入費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の僻地児童生徒援助費補助金につきましては、赤津小学校スクールバス購入に対する国庫補助

金であります。

続きまして、3節中学校費補助金、備考欄の要保護生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、先ほど2節小学校費補助金で説明したものと同様で、中学校における国庫補助金であります。

次の理科教育等施設整備費補助金につきましては、中学校における数学・理科教育関係備品等の購入費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の学校施設環境改善交付金につきましては、大平中学校の校舎の不適合改築及び体育館の地震補強に対する国庫補助金であります。

続きまして、4節学校教育費補助金、備考欄の国宝重要文化財等保存整備費補助金につきましては、市内遺跡調査事業に対する国庫補助金であります。

続きまして、7目商工費国庫補助金、1節商工費補助金につきましては、訪日外国人旅行者受け入れ基盤整備事業に対する国の補助金であります。平成29年度に本事業を繰り越しいたしましたため、収入はございませんでした。

次のページをお開きください。3項4目1節教育総務費委託金、備考欄の少子化人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業委託金につきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年間、文部科学省からの委託事業として小規模特認校の教育活動を活性化させるために行う調査・研究のための委託金であります。

次の防災教育を中心とした実践的防災教育総合支援事業委託金につきましては、児童・生徒が自然災害発生時に主体的に行動するための実践的な能力、態度を育成する防災教育事業を実施したことによる国からの委託金であります。

次のチーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業委託金につきましては、学校評価の改善を通して小中学校が地域に根差した小中一貫教育事業を実施したことによる国からの委託金であります。

次の教育支援センター等の設置推進事業委託金につきましては、ひきこもり傾向の児童・生徒の学校復帰に向けた児童・生徒及び保護者に対する効果的なアプローチを実践する事業を実施したことによる国からの委託金であります。

以上で13款2項4目農林水産業手数料から14款3項4目教育費委託金までの説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 石川西方産業振興課長。

○西方産業振興課長（石川徳和君） 続きまして、15款県支出金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、126、127ページをお開きください。2項4目1節農業費補助金、備考欄の1行目、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、水田フル活用促進整備事業費補助金や産地パワーアップ事業費補助金が主なものであります。

次の人・農地プラン推進事業補助金につきましては、農地中間管理機構を活用した農地集積の取り組みに対する機構集積協力金や新規就農者の定着を図る青年就農給付金が主なものであります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の普及推進活動や対象作物の作付面積確認など事業推進に係る事務経費に対する補助金であります。

次のがんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給費補助金につきましては、東日本大震災による被災農家への経営安定支援でありまして、農協等金融機関が行った被災農家への融資に対する利子補給金のうち、県負担分に当たる補助金であります。

次のふるさと田園風景百選魅力向上支援事業費補助金につきましては、大平地域のNPO法人太平山南山麓友の会に対する県補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金につきましては、環境保全型農業直接支払交付金活動を実施した岩舟地域の1経営体及び藤岡地域の5経営体に対する交付金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、吹上地区で実施した農業基盤整備促進事業に対する65%の補助金と、県単独農業農村整備事業として梓川地区で実施した水路整備工事に対する35%の補助金、梓ため地区で実施したため池補修工事に対する50%の補助金と、藤岡地域の犬岩藤地区及び都賀地域の赤津南部地区、赤津北部地区、大柿西地区の各土地改良区が実施した各整備工事に対する35%の補助金であります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、多面的機能支払交付金活動を行っている組織に対する交付金であります。

次の農業委員会交付金につきましては、農業委員会事務局の職員設置費に対する交付金であります。

次の国有農地等管理処分事業事務取扱交付金につきましては、国有農地の管理に対する交付金であります。

次の機構集積支援事業費補助金につきましては、農地台帳等の整備に対する補助金であります。

次の農地利用最適化交付金につきましては、農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に要する経費に対する交付金であります。

続きまして、2節林業費補助金、備考欄の1行目、松くい虫防除事業費補助金につきましては、松くい虫の伐倒駆除に対する補助率10分の10の補助金であります。

次の森林整備地域活動支援交付金につきましては、間伐施業等を実施するための森林経営計画作成促進や施業集約化の促進などの地域活動の取り組みに対する支援交付金であります。

次のイノシシ捕獲促進強化事業費補助金につきましては、栃木市鳥獣被害防止計画に基づくイノシシの有害捕獲に係る事業費に対する補助金であります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、明るく安全な里山林整備事業や森を育む人づくり事業等に対する交付金であります。

以上、15款2項4目農林水産業費県補助金の説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 続きまして、7目教育費県補助金につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、128、129ページをお開きください。1節教育総務費補助金、備考欄の就学児心臓検診充実強化事業補助金につきましては、就学児童に対し実施いたしました1,301人分の心臓検診に対する補助金であります。

次に、2節小学校費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業交付金につきましては、東日本大震災及び熊本地震により、3節中学校費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学援助等事業補助金、4節幼稚園費補助金、備考欄の栃木県被災児童生徒就学支援等事業交付金につきましては、東日本大震災により本市に避難しております小学児童または幼稚園児への扶助費に対する補助金であります。

次の5節社会教育費補助金、備考欄の学校、家庭、地域の連携による教育支援活動促進事業補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携、協力による地域ぐるみの教育を実施しておりますとちぎ未来アシストネット事業の補助金であります。

続きまして、8目災害復旧費県補助金についてご説明いたします。1節農林水産施設災害復旧費補助金、備考欄の農業施設災害復旧事業費補助金につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨により被災した農業施設の災害復旧工事に対する補助金であります。

続きまして、3項委託金についてご説明いたします。次のページをお開きください。3目商工費委託金、1節商工費委託金、備考欄の首都圏自然歩道管理業務委託金につきましては、栃木市にある首都圏自然歩道関東ふれあいの道の管理に対する県からの委託金であります。

以上、15款2項7目教育費県補助金から15款3項3目商工費委託金までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 毛塚農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（毛塚政宏君） 続きまして、16款財産収入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、134、135ページをお開きください。1項1目1節土地建物貸付収入、備考欄の4行目、栃木勤労青少年ホーム自動販売機設置収入からプラッツおおひら自動販売機設置収入までの7項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

次の市有土地貸付収入（大平産業振興課）につきましては、送電線線下補償及び鉄塔敷地賃借料であります。

次の渡良瀬ふれあい農園土地貸付収入につきましては、農園利用者19名の貸付収入であります。

次の道の駅みかも自動販売機設置収入、次の道の駅にしかた自動販売機設置収入の2項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

次の宇都宮西中核工業団地鉄塔設置収入につきましては、企業への電力供給のために設置した鉄

塔の敷地使用料であります。

次のページをお開きください。備考欄の6行目の栃木第四地区コミュニティセンター自動販売機設置収入から最後の藤岡公民館自動販売機設置収入までの14項目、次のページをお開きください。備考欄の1行目の都賀公民館自動販売機設置収入から最後の岩舟文化会館自動販売機設置収入までの14項目につきましては、それぞれの施設に設置してあります自動販売機の設置収入であります。

以上で16款1項1目財産貸付収入の説明を終了いたします。

○委員長（千葉正弘君） 横倉スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（横倉延男君） 続きまして、2目1節利子及び配当金につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、140、141ページをお開きください。備考欄の下から10項目め、中山間地域農村環境保全基金利子、次のさくら基金利子、2項目飛びまして奨学基金利子から一番下のふるさと文化振興基金利子までの8項目につきましては、各基金の元本に対する預金利子であります。

以上、16款1項2目利子及び配当金の説明を終わります。

○委員長（千葉正弘君） 大塚文化課長。

○文化課長（大塚治男君） 続きまして、17款寄附金についてご説明いたします。

恐れ入りますが、144、145ページをお開きください。1項5目1節教育総務費寄附金、備考欄の教育総務費寄附金につきましては、個人6名からの寄附金であります。

続きまして、2節学校施設費寄附金、備考欄の学校施設費寄附金につきましては、個人2名と1つの団体による寄附金であります。

次のページをお開きください。3節社会教育費寄附金、備考欄のふるさと文化振興基金寄附金につきましては、延べ5団体からの寄附金であります。

続きまして、4節保健体育費寄附金、備考欄の学校給食振興寄附金につきましては、1団体からの寄附金であります。

続きまして、8目1節商工費寄附金、備考欄の創業支援中村由美子基金寄附金につきましては、市内篤志家から女性や若者等を対象として創業を支援するための基金寄附金であります。

次の観光費寄附金につきましては、株式会社スクラムフーズからの寄附金であります。

続きまして、150、151ページをお開きください。18款2項8目1節図書館振興基金繰入金、備考欄の図書館振興基金繰入金につきましては、図書館6館の図書資料購入及び栃木図書館の青少年向け個人文庫の図書資料購入のための財源として図書館振興基金から繰り入れたものであります。

続きまして、9目1節ふるさと文化振興基金繰入金、備考欄のふるさと文化振興基金繰入金につきましては、とちぎ蔵の街美術館作品収集事業費及び文化振興推進事業費、路傍の石俳句大会開催事業費、文化財保存修理事業費、栃木市資料調査研究事業費、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費、（仮称）文化芸術館等整備事業費の財源としてふるさと文化振興基金からの繰入金であ

ります。

次のページをお開きください。12目1節さくら基金繰入金、備考欄のさくら基金繰入金につきましては、西方地域金崎の桜の枝剪定作業委託料の財源として、さくら基金からの繰入金であります。

続きまして、15目1節スポーツ振興基金繰入金、備考欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、少年スポーツ振興事業費、スポーツ大会開催委託事業費の財源としてスポーツ振興基金からの繰入金であります。

続きまして、16目1節義務教育施設整備基金繰入金、備考欄の義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校普通教室等エアコン設置事業費及び小学校洋式トイレ改修事業費並びに大平中学校外構工事の財源として、義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

以上、17款1項5目教育費寄附金から18款2項16目義務教育施設整備基金繰入金までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 青木文化課主幹。

○文化課主幹（青木一忠君） 続きまして、20款諸収入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、158、159ページをお開きください。3項3目1節労働諸費貸付金元利収入、備考欄の勤労者向け資金融資預託金元金収入につきましては、勤労者向け資金融資制度の原資として、中央労働金庫栃木支店へ支出しました預託金が、平成28年度末に返還されたものであります。

続きまして、4目農林水産業費貸付金元利収入につきましてご説明いたします。次のページをお開きください。1節農業費貸付金元利収入ですが、備考欄の観光農園施設整備等資金貸付金元利収入につきましては、観光農園いわふねの施設整備等資金貸付金の返済利息分であります。

続きまして、5目1節商工費貸付金元利収入、備考欄の1行目、中小企業向け資金融資預託金元金収入から中小企業緊急景気対策特別資金融資預託金元金収入の4項目につきましては、それぞれの融資制度の原資として栃木県信用保証協会及び3金融機関へ支出しました預託金が、平成28年度末に返還されたものであります。

続きまして、7目1節教育総務費貸付金元利収入、備考欄の入学資金融資預託金元利収入につきましては、入学資金融資預託金元金と預託金の預け入れに対して発生した利子であります。

続きまして、4項1目1節農業費受託事業収入、備考欄の農地中間管理機構業務受託収入につきましては、市が農地中間管理事業に係る業務の一部を実施するに当たっての栃木県農業振興公社からの受託料であります。

以上、20款3項3目労働費貸付金元利収入から20款4項1目農林水産業費受託事業収入までの説明を終了します。

○委員長（千葉正弘君） 小野寺文化課主幹。

○文化課主幹（小野寺正明君） 続きまして、5項4目2節雑入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、168、169ページをお開きください。備考欄の上から6項目め、損失補償回収金

等（商工振興課）につきましては、栃木市中小企業緊急景気対策特別資金の損失補償に係る回収金であります。

次の栃木県南公設地方卸売市場事務組合職員給与負担金等（農業振興課）につきましては、本市から栃木県南公設地方卸売市場事務組合へ派遣されている職員1名分の給与負担金が主なものであります。

次の多面的機能支払交付金返還金等（農林整備課）につきましては、多面的機能支払事業において活動組織の対象面積が減少したことに伴う国、県への返還金であります。

次の裁判所予納金還付金（産業基盤整備課）につきましては、平成27年度に相続人不存在の土地を所得するために利用した相続財産管理人制度に係る予納金の精算に伴う宇都宮地方裁判所からの還付金であります。

次の道の駅みかも指定管理者市納入金等（藤岡産業振興課）及び次の道の駅にしかた指定管理者市納入金等（西方産業振興課）につきましては、それぞれ指定管理者からの納入金が主なものであります。

次に、5項目飛びまして下から3項目めになりますが、就学援助利子等につきましては、学校長が管理する就学援助費に係る振替口座に発生した利子等であります。

次の臨海自然教室送迎用バス借上費用保護者負担金（学校教育課）につきましては、臨海自然教室実施に伴う児童等送迎用バス借上料の保護者の一部負担分であります。

次の電話使用料等（学校施設課）につきましては、小中学校公衆電話使用料が主なものであります。

次のページをお開きください。備考欄の1項目め、栃木中央小学校給食共同調理場給食費から19目め、下から3項目めになりますが、学校給食費滞納繰り越し分（岩舟）につきましては、市内44小中学校の児童生徒、教職員等を含めた給食費であります。

次の学校給食廃油処理売上金等（保健給食課）につきましては、学校給食調理場で使用した油を処分したときの売上金及び栃木の地産地消給食推進事業のための栃木地産地消県民運動実行委員会からの助成金等であります。

次のセミナー受講料等（生涯学習課）につきましては、栃木市民大学受講料及びコミュニティセンター助成事業助成金であります。

次のページをお開きください。備考欄の1項目め、コピー機使用料等（公民館課）につきましては、大平南地区公民館物件移転損失補償費及び平成27年9月の台風災害により被災した部屋地区公民館建物総合損害共済災害共済金が主なものであります。

次の大会参加者負担金等（スポーツ振興課）につきましては、少年スキー教室参加者負担金及び西方総合公園運動場の電気料金に含まれる水道配水場に係る電気料のほか各種スポーツ大会・教室を開催した際の参加料が主なものであります。

次の市町史売払収入等（文化課）につきましては、市町史売払収入、とちぎ蔵の街美術館の図録等の売払収入、栃木文化講座受講料等の収入及び市指定無形民俗文化財の用具修理費を助成する一般コミュニティ助成事業助成金であります。

次に、1項目飛びまして、農業者年金業務受託金等（農業委員会）につきましては、農業者年金への加入の促進、受給該当者の指導を行う事務費に対する委託金等であります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳入につきまして所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第8号の説明聴取

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第2、認定第8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました認定第8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、恐れ入りますが、決算書の628、629ページをお開きください。1款産業団地造成事業費からご説明いたします。1項1目産業団地造成事業費につきましては、右の備考欄の千塚町上川原産業団地造成事業費をごらん願います。まず、維持管理等委託料につきましては、平成27年度から継続で実施しております自然環境モニタリング調査業務委託や公園緑地などの地区内の除草等維持管理業務委託が主なものでございます。

次の画地確定測量業務委託料につきましては、千塚町上川原産業団地内の各画地の面積を確定させるために実施したものでございます。

次の地質調査業務委託料につきましては、各街区ごとに分譲説明に必要となる標準的な地質を調査するために実施したものでございます。

次の産業団地造成等工事費につきましては、雨水排水施設整備工事や区画道路の舗装工事ほか4件の現年度分の工事費でございます。

次の土地購入費につきましては、平成27年度に未相続だった2人の方の用地2,692平米の土地購入費でございます。

次の上水道事業費負担金につきましては、産業団地に配水するための水道事業者への平成28年度分の負担金でございます。

次の物件移転補償費につきましては、電柱及び電線の移設にかかわりました補償金でございます。

続きまして、630、631ページをお開きください。2款公債費につきましてご説明いたします。1項1目元金につきましては、平成26年度借り入れ分の市債償還元金の支払いでございます。

1項2目利子につきましては、平成26年度及び平成27年度借り入れ分の市債償還利子の支払いでございます。

以上で平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、決算書の618、619ページをお開きください。1款繰入金についてご説明いたします。1項1目1節一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であります。

続きまして、620、621ページをお開きください。2款諸収入についてご説明いたします。1項1目1節雑入につきましては、年度内の収入はございませんでした。

続きまして、622、623ページをお開きください。3款市債についてご説明いたします。1項1目1節産業団地造成事業債につきましては、平成28年度に実施した事業の財源に充当するための起債でございます。

続きまして、624、625ページをお開きください。4款繰越金についてご説明いたします。1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成27年度から平成28年度への繰越金であります。

続きまして、626、627ページをお開きください。5款使用料及び手数料についてご説明いたします。1項1目1節商工使用料につきましては、産業団地内に設置された電柱の占用使用料であります。

続きまして、632ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入総額6億6,271万6,000円、歳出総額6億6,200万5,000円であり、差引額は71万1,000円であります。差引額のうち繰越明許の財源として6万円を繰り越しし、実質収支額65万1,000円は、平成29年度へ繰り越しいたしました。

以上で、平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては9月19日に開催する本常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉正弘君） 以上で産業教育常任委員会を終了いたします。

本日は大変お世話さまでございました。

（午前11時49分）